

両大戦間期におけるカナダの財政連邦主義

池上 岳彦

1. はじめに

カナダは、連邦制国家のうちでも州の権限が強い国家である。財政システムについてみると、財政支出の規模では、州及び地方政府が、合わせて公共サービスの3分の2を担っている。これは、保健・福祉・教育といった支出規模の大きいサービスが憲法上、州の事務とされていることに基づく。また収入面では、州税と地方税の合計額は連邦税を上回っている¹⁾。カナダにおける政府間財政関係の特徴は、分権型財政連邦主義と言い表すことができる。ただし、州財政が連邦財政と無関係であるわけではない。むしろ、租税徴収協定、平衡交付金、ブロック補助金など、連邦と州との間には税制及び財源移転の面で緊密な関係がある。

このようなカナダの財政連邦主義は、もちろん一朝一夕に成ったものではない。本稿は、その原点を、1930年代の世界大恐慌期におけるカナダ財政、とくに州・地方財政の危機に求める。以下では、建国以来の政府間財政関係について整理したうえで、両大戦間期におけるカナダ財政の実態を分析し、財政連邦主義の見直しに至る背景を探る。

2. 建国以来の財政連邦主義

(1) 英領北アメリカ法における権限・事務配分

1867年、カナダは、オンタリオ、ケベック、ノヴァ・スコシア及びニュー・ブランズウィックの4州からなる連邦制国家として建国された。ただし、カナダは完全な独立国家になったわけではなかった。その憲法的法律にあたるのはイギリス議会で成立した英領北アメリカ法 (British North America Act) であり、カナダはイギリスの自治領という意味で “Dominion” と呼ばれた²⁾。

英領北アメリカ法は、その第6章「立法権の配分」において連邦と州の権限配分を規定した。

1) 池上 (2006) 38-41ページを参照されたい。

2) 以下、本稿では “Dominion” を「連邦」と呼ぶ。また、英領北アメリカ法の制定に至る経緯及びその内容については、Creighton (1939) を参照せよ。

この法律は、建国から140年を経た現在もカナダ憲法の一部を構成する「1867年憲法」として存続している。その権限配分規定も大枠として維持されており、その後新たに発生した政策課題（失業保険、老齢年金等）に対応するための規定が付け加えられているだけである。

同法の第91条は、連邦の権限を掲げている。それは、公債・公有財産、通商規制、課税（無制限）、公的信用による借入、郵便、国勢調査・統計、国防、連邦官吏給与、航路標識・灯台、航海・海運、検疫・海員病院、漁業、国際・州際連絡船、通貨流通・貨幣制度、銀行・紙幣、貯蓄銀行、度量衡、手形、利息、法定貨幣、破産、特許、著作権、先住民とその土地、帰化・在留外国人、婚姻・離婚、刑事法及び刑務所である。また、州の専管事項から明らかに除外されているものはすべて連邦の権限とされている（第91条第29号）。

これに対して、州の権限は、まず第92条において、直接税の賦課、当該州の信用のみに基づく借入れ、州官吏給与、州内の土地・木材・立木、州刑務所、病院・救護院・養育院・慈善施設、市町村制度、地方的な工事（州際的・国際的・全国的利害のもの以外）州関係事業法人、結婚式、財産権・私権、民刑事裁判、処罰（科料・罰金・禁固）、そして専ら地方的・私的性質を有する事項が掲げられている。また、第93条により、教育も州の専管事項とされている。したがって、地方政府つまり市町村に関する制度は州の専管事項であり、市町村は州の「創造物」である。そこで、団体の種類、呼称、権限は州ごとに多様である。

ここで注目すべきは、「財産権及び私権」（第92条第13号）及び「地方的・私的事項」（第92条第16号）が州の専管事項とされた点である。これらの規定は解釈によって州の権限を大幅に拡大することになる。現在では、「財産権及び私権」に職業・事業・財産・労使関係に関することが広範に含まれており、州ごとの独自の規制や免許制度が設けられる根拠になっている。たとえば医療に関しては、開業医、労働災害、医薬品販売等が「財産権及び私権」関係事項として州の権限に属し、病院も州の管轄であり（第92条第7号）、また公衆衛生も「地方的・私的事項」と考えられているので、ほとんどの事項が州の管轄下にある。福祉についても、この法律に明文化されていないものも含む広範な分野が「財産権及び私権」もしくは「地方的・私的事項」として州の所管とされてきたのである³⁾。

税源配分は、連邦があらゆる種類の租税を賦課することができることとされたものの、実際は関税及び内国消費税がほとんどであった。それに対して、州・地方は公有財産収入を中心とし、それを「直接税」つまり財産税等で補うこととされた。

（2）財政連邦主義の展開

カナダはハドソン・ベイ会社が大陸西部に所有していた広大な土地を買収し、1870年にはマニトバ州を創設した。また、1871年にはブリティッシュ・コロンビア州が連邦に加入して大西

3) 池上（2006）36ページを参照されたい。

洋沿岸から太平洋沿岸までを貫く国土形成が実現され、1873年にはプリンス・エドワード・アイランド州が連邦に加入した。

カナダの建国以来、積極的な国家建設が政府の重要な役割とされてきた。その中心的な政策である国防・国家開発・通商等は連邦が担う分野であり、その中心は“National Policy”としての関税、鉄道・運河開発、そして移民促進であった⁴⁾。連邦財政は世界の景気動向に大きく左右された。カナダを含む世界的好況時には、輸入が増加し、それは関税収入を増加させ、それと同時に酒・たばこをはじめとするぜいたく品に課される内国消費税も増収となった。第1次大戦勃発以前、連邦税収はほとんどこの2つの税から成っていたのである。表1からわか

表1 財政支出と財政収入 [経常勘定。1874年度・1896年度]

	金額 (千カナダドル)						構成比 (%)						
	連邦		州		連邦・州純計		連邦		州		連邦・州純計		
	1874	1896	1874	1896	1874	1896	1874	1896	1874	1896	1874	1896	
財政支出													
公債利払費	5,373	9,483		1,526	5,373	11,009	26.6	33.4		13.7	22.0	31.2	
司法・立法・一般政府	4,651	8,024	2,564	4,274	7,215	12,298	23.1	28.3	32.2	38.3	29.6	34.8	
国防	1,331	1,627			1,331	1,627	6.6	5.7			5.5	4.6	
福祉	213	946	657	1,472	870	2,418	1.1	3.3	8.3	13.2	3.6	6.9	
教育			1,421	2,003	1,421	2,003			17.9	18.0	5.8	5.7	
農業・公有財産	930	990	726	951	1,656	1,941	4.6	3.5	9.1	8.5	6.8	5.5	
交通	3,390	1,927	1,222	924	4,612	2,851	16.8	6.8	15.4	8.3	18.9	8.1	
州への一般補助金	3,753	4,238					18.6	14.9					
その他	529	1,141	1,369	2	1,898	1,143	2.6	4.0	17.2	0.0	7.8	3.2	
総 額	20,170	28,376	7,959	11,152	24,376	35,290	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
財政収入													
租 税	個人所得税			13		13				0.1		0.0	
	法人税			156		156				1.6		0.4	
	相続税			428		428				4.3		1.2	
	内国消費税	5,617	9,170			5,617	9,170	26.0	30.6		23.0	25.7	
	関税	14,443	19,479	1		14,444	19,479	66.9	65.0	0.0	59.1	54.7	
	不動産税			42	180	42	180			0.6	1.8	0.2	0.5
	個人財産税				108		108				1.1		0.3
	人頭税				65		65				0.7		0.2
	その他の租税	213		4		213	4	1.0		0.0	0.9	0.0	
租税合計	20,273	28,649	43	954	20,316	29,603	93.9	95.6	0.6	9.6	83.2	83.1	
免許・料金・罰金	14	266	651	1,756	665	2,022	0.1	0.9	9.8	17.6	2.7	5.7	
公有財産収入	351	299	1,413	2,801	1,764	3,100	1.6	1.0	21.2	28.1	7.2	8.7	
財・サービスの販売	738	543	97	63	835	606	3.4	1.8	1.5	0.6	3.4	1.7	
その他の自主財源	225	201	619	97	844	298	1.0	0.7	9.3	1.0	3.5	0.8	
連邦からの一般補助金			3,842	4,301					57.6	43.1			
総 額	21,601	29,958	6,665	9,972	24,424	35,629	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注：1) あるレベルの政府 (たとえば連邦) が他レベルの政府 (たとえば州・地方) の事務・事業に特定目的補助金を交付した場合、本表では交付した側の政府の目的別支出として表示し、交付を受けた政府の支出・収入には含めない。

資料：Royal Commission on Dominion Provincial Relations, *Report of the Royal Commission on Dominion-Provincial Relations* (Ottawa: King's Printer, 1940), Book I, pp. 63 64により作成。

4) Mackintosh (1938) pp. 15 21, Bates (1939) pp. 32 36を参照せよ。

表2 財政支出 [經常]

	連 邦				州			
	1913	1921	1926	1930	1913	1921	1926	1930
公債利払費	12,213	152,488	122,763	149,098	2,304	14,384	24,948	29,476
国 防	13,781	17,249	14,454	23,256				
軍人向け年金・医療	94	53,688	44,503	55,341				
福 祉	2,617	4,911	5,171	17,698	4,343	12,437	17,604	34,678
教 育	215	924	1,286	702	9,600	20,850	25,690	33,775
農業・公有財産	10,985	17,596	17,130	23,298	7,434	9,174	12,899	21,241
交 通	35,467	41,666	14,962	29,083	8,631	8,119	15,426	28,328
州への一般補助金	11,280	12,212	12,517	19,036				
一般支出	31,642	53,733	49,759	70,332	15,069	25,689	27,992	35,902
総 額	118,294	354,467	282,545	387,844	47,381	90,653	124,559	183,400
構成比 (%)								
公債利払費	10.3	43.0	43.4	38.4	4.9	15.9	20.0	16.1
国 防	11.6	4.9	5.1	6.0				
軍人向け年金・医療	0.1	15.1	15.8	14.3				
福 祉	2.2	1.4	1.8	4.6	9.2	13.7	14.1	18.9
教 育	0.2	0.3	0.5	0.2	20.3	23.0	20.6	18.4
農業・公有財産	9.3	5.0	6.1	6.0	15.7	10.1	10.4	11.6
交 通	30.0	11.8	5.3	7.5	18.2	9.0	12.4	15.4
州への一般補助金	9.5	3.4	4.4	4.9				
一般支出	26.7	15.2	17.6	18.1	31.8	28.3	22.5	19.6
総 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：1) 「一般支出」は、司法・立法・一般政府サービス・郵便赤字補てん等を含む。

2) あるレベルの政府 (たとえば連邦) が他レベルの政府 (たとえば州・地方) の事務・事業に特定目的補助金を交資料：Royal Commission on Dominion Provincial Relations, *Report of the Royal Commission on Dominion*

るとおり、1890年代中盤の時点では、関税が連邦經常収入の6割以上、酒税・たばこ税等の内国消費税が約3割であり、合わせて9割以上を占めていた。

それに対して、州の所管とされた教育・福祉等の役割は、財政的にみるとまだそれほど大きくなかった。その背景には、当時のカナダが「自己責任」と「家族の団結」に依存することができる社会だったことが挙げられる⁵⁾。また、それぞれの州は連邦結成時もしくは加入時に、それまでの債務のほとんどを連邦に移管し、その償還を肩代わりしてもらった。さらに、連邦は法定補助金 (Statutory Subsidies) を州に交付した。これは使途制限のない一般補助金で

5) Royal Commission on Dominion Provincial Relations (1940a) p. 43を参照せよ。この諮問機関 (王立連邦・州間関係調査委員会) の報告書は、最初の委員長であるニュートン・ローウェル (Newton Rowell) 及び彼の途中辞任後に委員長に就任したジョセフ・シロワ (Joseph Sioris) の名をとって、ローウェル＝シロワ報告と呼ばれる (以下、“Rowell Sirois Report” と記す)。同委員会報告書・第1巻 (Book I) は、建国以来のカナダ経済・財政史に関する詳細な分析である。

勘定。1913～30年度]

(単位：千カナダドル)

地 方				全政府純計			
1913	1921	1926	1930	1913	1921	1926	1930
19,713	36,944	44,962	55,740	34,794	202,475	190,958	232,522
				13,781	17,249	14,454	23,256
				94	53,688	44,503	55,341
8,161	18,786	20,686	31,540	15,121	36,134	43,462	83,882
27,700	66,280	80,282	84,705	37,515	88,057	107,231	119,191
				18,403	26,722	29,989	44,484
14,699	30,962	33,450	42,159	56,663	80,747	63,838	99,570
30,125	51,911	60,931	71,614	76,836	131,333	138,682	177,849
100,398	204,883	240,311	285,728	253,207	636,405	633,117	836,095
19.6	18.0	18.7	19.5	13.7	31.8	30.2	27.8
				5.4	2.7	2.3	2.8
				0.0	8.4	7.0	6.6
8.1	9.2	8.6	11.0	6.0	5.7	6.9	10.0
27.6	32.4	33.4	29.6	14.8	13.8	16.9	14.3
				7.3	4.2	4.7	5.3
14.6	15.1	13.9	14.8	22.4	12.7	10.1	11.9
30.0	25.3	25.4	25.1	30.3	20.6	21.9	21.3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

付した場合、本表では交付した側の政府の目的別支出として表示し、交付を受けた政府の支出・収入には含めない。
Provincial Relations (Ottawa: King's Printer, 1940), Book I, pp. 106, 127, 175, Book III, pp. 30-49 により作成。

あり、基本的には人口比例で配分された。ただし、それではオンタリオ州とケベック州に有利となる一方で、人口が少なく、自然・社会環境の厳しいノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州、そして後から連邦加入した州の財政運営は困難になるとして、人口に比例しない補助金が付け加えられた。当初、州の収入はその半分以上が連邦からの法定補助金であった。「建国の父」(Fathers of Confederation) と呼ばれた連邦の指導者たちは、公有財産と免許料による収入と法定補助金があれば、州は直接税を賦課しなくとも権限・事務を遂行できると考えていたのである。

しかし、それぞれの州が独自の開発政策を展開するとともに、州債務は増大した。州の財源不足が顕在化すると州は連邦補助金の増額を要求したが、それがうまくいかなかったために各州とも憲法で認められた直接税の導入・増税を本格化させた。従来から賦課していた不動産税に加えて、相続税、法人税等が主に課されたが、プリティッシュ・コロンビア州等では個人所得税、個人財産税、人頭税等も導入された。ただし、表1に示したように、1896年度において、

表3 財政収入 [經常]

		連 邦				州			
		1913	1921	1926	1930	1913	1921	1926	1930
租 税	個人所得税		39,821	18,043	26,624	119	485	1,517	2,122
	法人税		64,008	32,511	45,961	3,490	11,162	15,022	18,520
	相続税					3,611	9,724	15,304	20,780
	一般売上税		61,273	81,196	20,147				
	製造者税		6,639	11,053	10,474				
	酒税・たばこ税	21,452	36,755	48,513	57,747				
	ガソリン税							6,411	23,487
	娯楽税						3,032	4,910	4,525
	関 税	104,691	105,687	141,969	131,209				
	不動産税					1,753	9,720	10,000	6,708
	その他の租税	1,335	6,140	12,186	4,531	347	1,199	2,118	1,534
租税合計	127,478	320,323	345,471	296,693	9,320	35,322	55,282	77,676	
自動車登録・免許等					470	8,381	16,014	19,907	
その他の免許・料金・罰金等	1,516	2,860	3,329	3,703	6,678	8,360	7,818	10,024	
公有財産収入	3,420	3,542	4,000	2,297	11,046	14,786	19,686	17,037	
酒類関連収入					2,248	7,856	17,592	30,985	
財・サービスの販売	1,513	2,358	2,879	2,745	815	747	906	1,159	
その他の自主財源	1,276	3,425	4,611	8,605	1,507	3,083	3,942	2,759	
連邦からの一般補助金					12,851	11,865	12,517	14,276	
総 額	135,203	332,508	360,290	314,043	44,935	90,400	133,757	173,823	
構成比 (%)									
租 税	個人所得税		12.0	5.0	8.5	0.3	0.5	1.1	1.2
	法人税		19.3	9.0	14.6	7.8	12.3	11.2	10.7
	相続税					8.0	10.8	11.4	12.0
	一般売上税		18.4	22.5	6.4				
	製造者税		2.0	3.1	3.3				
	酒税・たばこ税	15.9	11.1	13.5	18.4				
	ガソリン税							4.8	13.5
	娯楽税						3.4	3.7	2.6
	関 税	77.4	31.8	39.4	41.8				
	不動産税					3.9	10.8	7.5	3.9
	その他の租税	1.0	1.8	3.4	1.4	0.8	1.3	1.6	0.9
租税合計	94.3	96.3	95.9	94.5	20.7	39.1	41.3	44.7	
自動車登録・免許等					1.0	9.3	12.0	11.5	
その他の免許・料金・罰金等	1.1	0.9	0.9	1.2	14.9	9.2	5.8	5.8	
公有財産収入	2.5	1.1	1.1	0.7	24.6	16.4	14.7	9.8	
酒類関連収入					5.0	8.7	13.2	17.8	
財・サービスの販売	1.1	0.7	0.8	0.9	1.8	0.8	0.7	0.7	
その他の自主財源	0.9	1.0	1.3	2.7	3.4	3.4	2.9	1.6	
連邦からの一般補助金					28.6	13.1	9.4	8.2	
総 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
収支(収入総額 支出総額)	16,909	21,959	77,745	73,801	2,446	253	9,198	9,577	

資料：Royal Commission on Dominion Provincial Relations, *Report of the Royal Commission on Dominion Provincial*

勘定。1913～30年度]

(単位：千カナダドル)

地 方				全政府純計			
1913	1921	1926	1930	1913	1921	1926	1930
38	73	3,278	2,381	157	40,379	22,838	31,127
				3,490	75,170	47,533	64,481
				3,611	9,724	15,304	20,780
					61,273	81,196	20,147
					6,639	11,053	10,474
				21,452	36,755	48,513	57,747
						6,411	23,487
					3,032	4,910	4,525
				104,691	105,687	141,969	131,209
90,314	189,656	218,640	257,118	92,067	199,376	228,640	263,826
6,517	17,956	18,397	23,275	8,199	25,295	32,701	29,340
96,869	207,685	240,315	282,774	233,667	563,330	641,068	657,143
				470	8,381	16,014	19,907
5,004	8,010	9,677	11,294	13,198	19,230	20,824	25,021
				14,466	18,328	23,686	19,334
				2,248	7,856	17,592	30,985
305	1,155	2,866	3,171	2,633	4,260	6,651	7,075
7,697	13,537	17,974	19,916	10,089	18,679	24,982	29,457
109,875	230,387	270,832	317,155	276,771	640,064	750,817	788,922
0.0	0.0	1.2	0.8	0.1	6.3	3.0	3.9
				1.3	11.7	6.3	8.2
				1.3	1.5	2.0	2.6
					9.6	10.8	2.6
					1.0	1.5	1.3
				7.8	5.7	6.5	7.3
						0.9	3.0
					0.5	0.7	0.6
				37.8	16.5	18.9	16.6
82.2	82.3	80.7	81.1	33.3	31.1	30.5	33.4
5.9	7.8	6.8	7.3	3.0	4.0	4.4	3.7
88.2	90.1	88.7	89.2	84.4	88.0	85.4	83.3
				0.2	1.3	2.1	2.5
4.6	3.5	3.6	3.6	4.8	3.0	2.8	3.2
				5.2	2.9	3.2	2.5
				0.8	1.2	2.3	3.9
0.3	0.5	1.1	1.0	1.0	0.7	0.9	0.9
7.0	5.9	6.6	6.3	3.6	2.9	3.3	3.7
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9,477	25,504	30,521	31,427	23,564	3,659	117,700	47,173

Relations (Ottawa : King's Printer, 1940), Book I, pp. 107, 130, Book III, pp. 30 45)により作成。支出総額は表2。

州税収の合計額は連邦税収の30分の1に過ぎなかった。

19世紀末期から20世紀初頭にかけては、経済成長と財政膨張が進んだ時期であった。連邦は、西部で主に生産される小麦に代表される農産物を輸出するための鉄道開発、鉱山の開発等を重視し、経済の拡張を促進した。西部地域への入植による人口増加が進んだことをうけて、1905年にはアルバータ州及びサスカチュワン州が新たに創設された。さらに、全国的に農村から都市への人口移動すなわち都市化が進行した。

連邦財政は、西部の小麦ブームと中央部を中心とする工業化の進行に代表される経済拡張を支えるために、鉄道・運河・港といった交通関係の開発、西部地域への入植推進に関する経費を急増させた。他方で、人口の増加と低金利の継続により公債費の負担は実質的に軽減された。表1及び表2からわかるように、公債利払費が経常支出に占める割合は1896年度の33.4%から1913年度の10.3%へ大幅に低下しているのに対して、交通費は6.8%から30.0%へ、農業・公有財産費は3.5%から9.3%へ、それぞれ大幅に上昇した。さらに、国防費の構成比も国際情勢の緊迫を反映して、同期間に5.7%から11.6%へ上昇した。輸入拡大による関税等の増収によって、表3に示したように、1913年度には関税が経常収入の77.4%を占めており、酒税・たばこ税と合わせた順調な増収が経費膨張を支えた⁶⁾。

州財政についてみると、西部諸州を中心に、積極的な地域経済開発、すなわち入植促進、鉄道補助、電話敷設、農産物保管、公共施設整備(役場、裁判所、学校・大学、病院等)といった経費が膨張した。連邦と同じく、表1及び表2からわかるように、公債利払費の経常支出における構成比は1896年度13.7%から1913年度の4.9%へ低下したのに対して、交通費は8.3%から18.2%へ、農業・公有財産費は8.5%から15.7%へ上昇した。また、表1及び表3により、州の経常収入について1896年度と1913年度を比較してみると、連邦からの法定補助金が1907年の見直しによって増額されたにもかかわらず、連邦からの一般補助金の構成比は43.1%から28.6%へと大幅に低下している。他方、免許料・公有財産収入が相変わらず約4割を占めたのに加えて、法人税、相続税等の直接税が増大し、租税収入の構成比は9.6%から20.7%へ上昇した。

地方政府レベルで重要な変化は、西部地域への入植が進展したことに伴い、新たな市町村が建設されたこと、そして商品経済が全国的に浸透したことにより、農家の自給自足経済が消滅すると同時に人口の都市集中が進んだことである。それによって生活水準の向上を目指すサービスを効率的に供給できるようになり、たとえば警察、保健、教育、街路、上下水道といったサービスは「規模の経済」が作用してコストが低下した。他方、経済発展に伴って教育への需要は高まり、街路、病院、上下水道、電力、交通、公園、図書館、娯楽といった都市型サービスを求める声も強まったため、経費は膨張した⁷⁾。膨張する経費を支えたのは、好況に伴う不

6) 19世紀末から第1次大戦勃発前までの輸入拡大と関税増収との関係については、Bates (1939) pp. 36-42を参照せよ。

7) Rowell Sirois Report (1940a) p. 84を参照せよ。

動産価格上昇による不動産税収の増大であった。不動産税は常に地方経常収入の8割台を占めていた。

3. 第1次大戦期と1920年代の財政連邦主義

(1) 第1次大戦期

第1次大戦の勃発とともにカナダは大英帝国の一員として参戦し、その政治経済には大きな変化が生じた。小麦の豊作とヨーロッパからの戦時需要が重なったことにより、カナダ経済は1915年から輸出主導型ブームが続いた。とくに西部カナダの農産物輸出が急増し、農民は設備・不動産への投資を進めた。また、軍需品生産の拡大は、中央カナダにおける鉄鋼業をはじめとする製造業の拡大と同時に、産業の効率化と多様化を促進した。

連邦は、63万人に及ぶ兵士のヨーロッパ派遣を支える戦費を支出し、1913年度に140万カナダドル（以下、ドルと記す）であった国防費は1918年度には4億3,900万ドルへ跳ね上がった。また、イギリスのカナダ国内における財の購入に対する融資も行われた。これは、連邦が内国債を発行して輸出品を買取り、それを配送する形をとった。内国債が大量に発行された理由は、従来行っていたロンドン市場における起債が不可能となったこと、そしてインフレーションに伴う実質賃金低下と企業利潤増大によって集中した所得・富が国債消化へ向かう環境が整っていたことである⁸⁾。連邦政府の債務残高は、1913年の5億5,000万ドルから1921年には30億1,800万ドルへ膨れ上がった⁹⁾。さらに、連邦は経営困難に陥っていた多くの鉄道会社を統合して国有化し、それらの債務を承継した。

戦争突入による輸入の減少は、とくに大戦前半期には関税の減収を招き、連邦は増税と新税の導入に踏み切った。1914年には関税と酒・たばこ等に対する内国消費税が引き上げられ、1916年には物価上昇と軍需拡大に起因する企業利潤の急増に課税する超過利潤税が創設された。これは戦争で利益を上げる企業に対する国民の批判に応える意味もあった¹⁰⁾。1917年には、超過利潤税が増税されるとともに、個人所得税と一般的な法人所得税が導入された。連邦が初めて賦課した個人所得税は、既婚者3,000ドル、単身者1,500ドルをそれぞれ控除した後の所得に4%の比例税率で賦課するとともに、6,000ドル超の所得部分に2~25%の超過累進税率で上乘せ課税するものであった。また、法人所得税の税率は4%であった。1918年以降も個人・法人それぞれの所得税が増税されるとともに、自動車・マッチ・トランプ・蓄音機・宝石等に対する個別消費税が導入された。

8) Ibid., pp. 99-100による。

9) Leacy (1983) Series H50による。連邦債務残高の数値は、直接債務と政府保証債務を含む。

10) Perry (1955) pp. 152-154を参照せよ。

しかし、これらの新增税のうち個人・法人に対する所得税は、英領北アメリカ法において州税として認められた「直接税」に属するものである。連邦の課税権に憲法上の制限はないものの、連邦政府のホワイト (Sir Thomas White) 財務相は所得税導入の際、これは戦時の措置であり、戦後にその存続の是非を再検討するとの態度を表明していた¹¹⁾。ただしその後、連邦の個人所得税もしくは法人所得税が廃止されることはなかったのである。

この時期、国内では自動車が普及し、電力の長距離配電が可能になった。それらを受けて、州・地方政府は、社会の都市化に応じた施設を増設し、また電力・電話・水道・市電といった公益事業、一般道路・ハイウェイ・橋りょう等の公共投資を増やした。さらに、福祉分野における政府の役割は増大しており、州・地方政府が担う母子福祉手当、精神病院、失業救済といった福祉支出が急増した。

1913年度から1921年度にかけての支出をみると、表2に示したとおり、州・地方政府の経常支出は倍増している。しかしこれは連邦支出の急増には及ばない。また、物価上昇と人口増の影響を差し引けば大幅な増加とは言えない。収入面では、表3からわかるとおり、州は法定補助金に代表される連邦からの一般補助金の経常収入に占める構成比が28.6%から13.1%へと低下した一方で、法人税・相続税・不動産税等が急増し、州税の構成比は20.7%から39.1%へ急上昇した。また自動車の普及に応じて自動車登録・免許料も急増し、その構成比も1.0%から9.3%に上昇した。なお、地方の経常収入では不動産税が倍増したが、その構成比は約82%とほぼ変わらない状況が続いた。

(2) 1920年代

第1次大戦後の不況はあったものの、1920年代のカナダ経済は比較的順調な成長を示した。とくに1925～29年は長期的好況となり製造業（鉄鋼業、パルプ・紙等）・鉱業・農業とも高い伸びを示した。そのなかで、連邦は大戦期に累積した公債の償還を優先して慎重な財政運営に終始した。幹線鉄道が普及し、西部地域への入植が完了し、さらに輸出主導型の経済成長が続いたことにより、全国的開発及び国内統一市場の整備も以前ほど重要な課題ではなくなった、との認識がみられた¹²⁾。

表2に示したように、連邦の経常支出のうち交通費が減少したが、これは国鉄の経営が順調で赤字補てんの必要がなかったことによる。また利子率が低下したために公債利払費も抑制された。

大戦時に始まった増税は戦争終結後も継続され、1920年には連邦が売上税を導入した。これは製造業者・卸売業者の売上げ及び輸入に税率1%で課税するものであったが、数度にわたっ

11) Ibid., pp. 155 157を参照せよ。

12) Rowell Sirois Report (1940a) pp. 132 134, Norrie, Owsram and Emery (2008) p. 250を参照せよ。

て増税され、1924年には製造業者の売上げ及び輸入に税率6%で課税された¹³⁾。ただし、財政収支の黒字転換をうけて売上税率は1%まで引き下げられ、法人税の減税も行われた。表3に示したように、1921年度には関税の構成比が31.8%まで下がったが、好況と輸入の拡大による関税の増収により構成比は再び4割まで上昇し、酒税・たばこ税と合わせて経常収入の半分以上を占めた。また、連邦財政収支は1920年代は黒字に転じた。

国内の政策課題として重要視されたのは福祉であり、それは州・地方政府の役割であった。その背景としては、国内の入植が一段落して農業フロンティアが消滅すると同時に、都市化と工業化が進んで職業の専門化が進み、また移民の受け入れが継続したことがあげられる。第1次大戦以前は、失業は個人の問題であり、入植事業等によって職は見つかるはずであると考えられていた¹⁴⁾。それに対して、大戦期以降に顕在化した経済・社会上の変化は、個人・家族・コミュニティそれぞれの「自立」を喪失させ、福祉は市町村の仕事であるという意識が定着したと評価されている¹⁵⁾。そのため、州・地方政府は失業者救済、労働訓練、老齢年金、母子福祉手当、保健、病院補助といった福祉支出を増大させた。また、子どもの増大と教育の高度化に応じて教育費も増大した。なお、老齢年金については州と連邦が連携した対応がとられた。1926年に導入された老齢年金制度は州が運営することとされたが、連邦が費用の50%を負担した。その後、連邦の費用負担率は1931年に75%へ引き上げられた¹⁶⁾。

また、自動車の普及に対応した高速道路建設、都市・郊外開発、公益事業、資源開発等も重要な課題となった。大戦中に建設事業が抑制された分も合わせて1920年代に支出が急増した面があり、各州とも積極的に地域開発事業を拡大した。

州の収入は、酒類販売関連収入、自動車登録料、ガソリン税、法人税、相続税等が急増し、地方も不動産税収入が順調に増大した。しかし、州・地方政府の経常支出は増減に関する裁量の効きにくい、いわば義務的な経費であり、とくに福祉関係支出は不況時に増大する。それに対して、州の収入はぜいたく品を含む個別消費税が重要度を増しており、それらは不況時には減少する、という構造的問題を孕んでいた¹⁷⁾。また、表4により1930年度時点の州・地方政府の財政力をみると、プリンス・エドワード・アイランド州、ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州の大西洋3州は人口1人当たりの自主財源が全国平均を大きく下回っている。当時の法定補助金や高速道路・技能教育・雇用対策等に関する特定補助金は、この差を埋め合わせるものではなかった。それに対して、西部のマニトバ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州は、オンタリオ州とともに多額の債務を抱えていた。

13) Perry (1955) pp. 194 206, 687による。

14) Norrie, Owrap and Emery (2008) pp. 247 249を参照せよ。

15) Rowell Sirois Report (1940a) p. 128による。

16) Perry (1955) pp. 456 460, 528を参照せよ。

17) 州財政の構造的問題については、Rowell Sirois Report (1940a) pp. 130 132を参照せよ。

表4 州・地方経常収入及び債務残高の比較 [1930年度]

(単位: 千カナダドル)

	経常収入			連邦一般補助金の構成比 (%)	債務残高
	自主財源	連邦からの一般補助金	合計		
プリンス・エドワード・アイランド	1,036	507	1,543	(32.9)	4,416
ノヴァ・スコシア	13,549	1,670	15,219	(11.0)	78,974
ニュー・ブランズウィック	10,772	1,267	12,039	(10.5)	69,407
ケベック	112,308	2,256	114,564	(2.0)	458,685
オンタリオ	186,008	2,642	188,650	(1.4)	1,064,320
マニトバ	32,915	1,586	34,501	(4.6)	202,931
サスカチュワン	39,272	1,938	41,210	(4.7)	163,675
アルバータ	34,807	1,671	36,478	(4.6)	204,513
ブリティッシュ・コロンビア	46,035	739	46,774	(1.6)	237,478
全 国	476,702	14,276	490,978	(2.9)	2,484,399
[人口1人当たり額 (カナダドル)]					
プリンス・エドワード・アイランド	12	6	18		50
ノヴァ・スコシア	26	3	30		154
ニュー・ブランズウィック	26	3	29		170
ケベック	39	1	40		160
オンタリオ	54	1	55		310
マニトバ	47	2	49		290
サスカチュワン	43	2	45		178
アルバータ	48	2	50		280
ブリティッシュ・コロンビア	66	1	67		342
全 国	46	1	47		240

資料: Royal Commission on Dominion Provincial Relations, *Report of the Royal Commission on Dominion Provincial Relations* (Ottawa: King's Printer, 1940), Book III, pp. 20, 34 35, 42 43 (Tables 7, 14, 16) により作成。人口 (1931年国勢調査) は Frank H. Leacy (ed.), *Historical Statistics of Canada, 2nd Edition* (Ottawa: Social Science Federation of Canada and Statistics Canada, 1983), Series A4 12 による。

このような地域間格差がもつ問題点は、1920年代にはまだ顕在化していなかった。連邦・州間関係の改革を主な議題とした1927年11月の連邦・州首脳会議 (Dominion Provincial Conference) では、多くの州が連邦に対して権限と税源の移譲を要求したものの、連邦は自らの債務がまだ大規模であり、信用維持を重視すべきであるとの理由で、その要求を拒否した¹⁸⁾。ただし、1927~28年、大平原諸州は本来州の管轄である公有地及び天然資源の所有権を連邦からようやく獲得し、さらに各州の創設時以来の収益分を連邦が州に交付することになった。

18) Ibid., p. 132を参照せよ。

4. 世界大恐慌下の財政連邦主義

(1) 州・地方財政危機

1929年に始まる世界大恐慌は、輸出主導型の成長を遂げてきたカナダ経済に大きな打撃を与えた。さらに、西部を中心とする干ばつによる農業への打撃も大きかった。世界大恐慌の下で、輸出品の価格は低下し、対外債務は増加し、投資は減少し、国民所得は下落した。とくに農家は1920年代において農業用設備と土地を借金で購入したため、農産物価格低下と大規模な干ばつとが相まって深刻な経営危機に陥った¹⁹⁾。

連邦は、小麦輸送に依存していた国鉄への経営援助、小麦に対する最低価格設定及び政府による買取り、石炭産業への援助といった直接的な産業救済を行った。また、連邦は関税を引き上げるとともに、1932年には帝国経済会議、いわゆるオタワ会議を開催して、英連邦内の相互特惠関税協定を締結した。さらに、連邦はアメリカとの間でも1935年と1938年に互恵通商協定を結んだ。これらの政策は、繊維（綿・絹・羊毛）、鉄鋼・石炭・石油製品等をはじめオンタリオ州やケベック州を中心とする製造業を保護する政策であったが、西部の農産物輸出地域にとっては生活費や経営コストを上昇させる方向に作用した²⁰⁾。

1935年1月、連邦の保守党政権を率いるベネット（Richard B. Bennett）首相は、連邦による失業保険・拠出型老齢年金・医療保険等を導入する、累進的税制を構築する、最大労働時間規制及び最低賃金制を定める、小麦価格規制機関を設置する、経済審議会を設置する等の提案を発表した。これは資本主義への政府介入を強化する大胆な改革案であり、「カナダ版ニューディール」と呼ばれた。しかし、同年10月の総選挙で自由党のマッケンジー＝キング（William Lyon Mackenzie King）政権が成立した²¹⁾。マッケンジー＝キング政権は前政権の「カナダ版ニューディール」関連法が英領北アメリカ法に違反するかどうか裁判所に判断を求め、1937年1月、当時憲法解釈の最高権限を持っていたイギリス枢密院司法委員会は、社会保険等は州の権限であるとの違憲判決を下した。

世界大恐慌による物価下落と干ばつへの対処は、従来のような家族の団結、新たな開拓、アメリカへの移住といった「自助努力」に求めることはできなかった²²⁾。西部地域を中心とする農家救済と都市部に流入した失業者の救済はいずれも憲法上は州の責任であり、実際には地方

19) カナダにおける世界大恐慌期の経済状況については、Mackintosh (1939) pp. 58-82, Bothwell, Drummond and English (1987) Chapter 16及び河村 (2007) 第4章を参照せよ。

20) Mackintosh (1939) pp. 89-96を参照せよ。

21) マッケンジー＝キングは、1921年12月～1926年6月、同年9月～1930年8月の2度首相を務めており、今回が第3次政権であった。この政権は1948年11月まで存続した。

22) Rowell-Sirois Report (1940a) p. 162を参照せよ。

表5 財政支出 [経常・

	連 邦			州		
	1933	1937	1939	1933	1937	1939
公債利払費	187,385	164,140	151,653	50,401	54,042	60,719
国 防	15,364	32,585	126,915			
軍人向け年金・医療	51,250	52,902	55,267			
福 祉	46,216	74,489	59,609	64,122	107,609	97,883
(救済)	(29,487)	(40,348)	(23,620)	(36,056)	(60,513)	(42,811)
(労働・失業保険)	(951)	(1,299)	(1,282)	(1,162)	(1,687)	(1,990)
(保健医療)	(720)	(1,024)	(1,153)	(18,545)	(26,253)	(30,432)
(老齢年金)	(12,316)	(28,538)	(29,121)	(3,328)	(9,701)	(10,279)
教 育	1,951	2,630	3,543	28,112	33,150	38,004
農 業	8,578	24,156	53,151	7,075	6,987	7,347
公有財産	7,924	10,367	14,577	9,520	21,922	23,071
交 通	27,821	31,430	46,041	34,326	101,250	89,103
産業振興			247			
物価統制・配給			55			
他政府への一般補助金	17,230	22,755	20,839	123	2,983	4,511
その他	43,098	51,900	60,140	25,308	34,729	38,756
総 額	406,817	467,354	592,037	218,987	362,672	359,394
構成比 (%)						
公債利払費	46.1	35.1	25.6	23.0	14.9	16.9
国 防	3.8	7.0	21.4			
軍人向け年金・医療	12.6	11.3	9.3			
福 祉	11.4	15.9	10.1	29.3	29.7	27.2
(救済)	(7.2)	(8.6)	(4.0)	(16.5)	(16.7)	(11.9)
(労働・失業保険)	(0.2)	(0.3)	(0.2)	(0.5)	(0.5)	(0.6)
(保健医療)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(8.5)	(7.2)	(8.5)
(老齢年金)	(3.0)	(6.1)	(4.9)	(1.5)	(2.7)	(2.9)
教 育	0.5	0.6	0.6	12.8	9.1	10.6
農 業	2.1	5.2	9.0	3.2	1.9	2.0
公有財産	1.9	2.2	2.5	4.3	6.0	6.4
交 通	6.8	6.7	7.8	15.7	27.9	24.8
産業振興			0.0			
物価統制・配給			0.0			
他政府への一般補助金	4.2	4.9	3.5	0.1	0.8	1.3
その他	10.6	11.1	10.2	11.6	9.6	10.8
総 額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：1) あるレベルの政府（たとえば連邦）が他レベルの政府（たとえば州・地方）の事務・事業に特定目的補助金を交資料：Dominion Provincial Conference on Reconstruction, *Comparative Statistics of Public Finance 1933, 1937, of the Cabinet on Dominion Provincial Relations, August 1945*), pp. 37 45により作成。

つまり市町村の仕事であった²³⁾。1920年代に地方支出の1割以下だった福祉費は、表5に示したように、救済費を中心に、2割近くへ構成比を上昇させた。しかし、不動産価格は下落して

23) 救済費が市町村財政に対する圧迫要因であったことについて、詳しくは Goldenberg (1939) pp. 38 40, 67 76を参照せよ。

資本勘定。1933～39年度]

(単位：千カナダドル)

地方			全政府純計		
1933	1937	1939	1933	1937	1939
59,588	53,315	51,928	297,374	271,497	264,300
			15,364	32,585	126,915
			51,250	52,902	55,267
57,099	54,417	50,754	167,437	236,515	208,246
(22,757)	(19,847)	(16,198)	(88,300)	(120,708)	(82,629)
			(2,113)	(2,986)	(3,272)
(15,234)	(15,439)	(15,560)	(34,499)	(42,716)	(47,145)
(926)	(145)	(187)	(16,570)	(38,384)	(39,587)
76,833	80,594	87,135	106,896	116,374	128,682
			15,653	31,143	60,498
			17,444	32,289	37,648
26,588	27,526	28,015	88,735	160,206	163,159
					247
					55
81,662	80,436	86,748	150,068	167,065	185,644
301,770	296,288	304,580	910,221	1,100,576	1,230,661
19.7	18.0	17.0	32.7	24.7	21.5
			1.7	3.0	10.3
			5.6	4.8	4.5
18.9	18.4	16.7	18.4	21.5	16.9
(7.5)	(6.7)	(5.3)	(9.7)	(11.0)	(6.7)
			(0.2)	(0.3)	(0.3)
(5.0)	(5.2)	(5.1)	(3.8)	(3.9)	(3.8)
(0.3)	(0.0)	(0.1)	(1.8)	(3.5)	(3.2)
25.5	27.2	28.6	11.7	10.6	10.5
			1.7	2.8	4.9
			1.9	2.9	3.1
8.8	9.3	9.2	9.7	14.6	13.3
					0.0
					0.0
27.1	27.1	28.5	16.5	15.2	15.1
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

付した場合、本表では交付した側の政府の目的別支出として表示し、交付を受けた政府の支出・収入には含まない。
 1939, 1941, 1943: Dominion of Canada, Provinces and Municipalities (Ottawa: Committee

おり、財産税の増収をはかるのは困難であったため、財源は州に依存せざるを得なかった。州の福祉費も救済費の急増により州支出の3割を占めるようになり、教育費等を増やす余裕がなくなった。政府部門全体でも福祉費が急増し、1937年度には支出の21.5%を占めた。また、公債利払費の負担も大きかった。それに対して、教育、交通、農業等の経費は1930年代中盤ま

表6 財政収入 [経常・

		連邦			州	
		1933	1937	1939	1933	1937
租 税	個人所得税	29,183	40,445	45,407	5,241	11,837
	法人所得税	27,386	69,768	77,920	3,166	8,727
	法人税 (所得課税を除く)	2,076	1,974	1,875	16,008	21,143
	源泉徴収税	4,830	10,153	11,122		
	相続税				12,745	36,689
	一般売上税	61,391	138,055	137,446		1,893
	個別売上税	24,662	22,475	24,175	3,226	2,778
	酒税・酒販売益	14,550	19,504	21,014	16,408	29,716
	たばこ税	26,932	34,201	42,447		
	ガソリン税				26,174	38,821
	関 税	81,162	112,565	106,819		
	不動産税				4,117	4,214
	その他の租税				2,612	2,920
	租税合計		272,172	449,140	468,225	89,697
自動車登録・免許等					20,611	26,448
その他の免許・料金・罰金等		2,800	2,583	2,542	7,706	8,617
公有財産収入		423	602	736	12,824	25,355
市町村公益事業納付金						
その他の自主財源		2,786	8,219	8,524	2,414	2,239
他政府からの一般補助金					17,168	22,695
総 額		278,181	460,544	480,027	150,420	244,092
構成比 (%)						
租 税	個人所得税	10.5	8.8	9.5	3.5	4.8
	法人所得税	9.8	15.1	16.2	2.1	3.6
	法人税 (所得課税を除く)	0.7	0.4	0.4	10.6	8.7
	源泉徴収税	1.7	2.2	2.3		
	相続税				8.5	15.0
	一般売上税	22.1	30.0	28.6		0.8
	個別売上税	8.9	4.9	5.0	2.1	1.1
	酒税・酒販売益	5.2	4.2	4.4	10.9	12.2
	たばこ税	9.7	7.4	8.8		
	ガソリン税				17.4	15.9
	関 税	29.2	24.4	22.3		
	不動産税				2.7	1.7
	その他の租税				1.7	1.2
	租税合計		97.8	97.5	97.5	59.6
自動車登録・免許等					13.7	10.8
その他の免許・料金・罰金等		1.0	0.6	0.5	5.1	3.5
公有財産収入		0.2	0.1	0.2	8.5	10.4
市町村公益事業納付金						
その他の自主財源		1.0	1.8	1.8	1.6	0.9
他政府からの一般補助金					11.4	9.3
総 額		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
収支 (収入総額 - 支出総額)		128,636	6,810	112,010	68,567	118,580
収支の対支出総額比 (%)		31.6	1.5	18.9	31.3	32.7

資料: Dominion Provincial Conference on Reconstruction, *Comparative Statistics of Public Finance 1933, 1937, on Dominion-Provincial Relations*, August 1945), pp. 28-36に基づいて作成。また、支出総額は表5による。

資本勘定。1933～39年度]

(単位：千カナダドル)

1939	地方			全政府純計		
	1933	1937	1939	1933	1937	1939
12,113	3,896	2,673	3,158	38,320	54,955	60,678
11,082	400	450	450	30,952	78,945	89,452
21,278				18,084	23,117	23,153
				4,830	10,153	11,122
27,850				12,745	36,689	27,850
2,717		4,412	4,698	61,391	144,360	144,861
2,615				27,888	25,253	26,790
33,409				30,958	49,220	54,423
				26,932	34,201	42,447
53,069				26,174	38,821	53,069
				81,162	112,565	106,819
5,504	230,812	237,205	243,418	234,929	241,419	248,922
2,624	18,418	21,114	22,923	21,030	24,034	25,547
172,261	253,526	265,854	274,647	615,395	873,732	915,133
28,092				20,611	26,448	28,092
8,975	5,341	6,470	6,981	15,847	17,670	18,498
24,018				13,247	25,957	24,754
	5,587	8,883	10,181	5,587	8,883	10,181
2,877	29,614	22,954	25,155	34,814	33,412	36,556
20,769	386	2,983	4,507			
256,992	294,454	307,144	321,471	705,501	986,102	1,033,214
4.7	1.3	0.9	1.0	5.4	5.6	5.9
4.3	0.1	0.1	0.1	4.4	8.0	8.7
8.3				2.6	2.3	2.2
				0.7	1.0	1.1
10.8				1.8	3.7	2.7
1.1		1.4	1.5	8.7	14.6	14.0
1.0				4.0	2.6	2.6
13.0				4.4	5.0	5.3
				3.8	3.5	4.1
20.7				3.7	3.9	5.1
				11.5	11.4	10.3
2.1	78.4	77.2	75.7	33.3	24.5	24.1
1.0	6.3	6.9	7.1	3.0	2.4	2.5
67.0	86.1	86.6	85.4	87.2	88.6	88.6
10.9				2.9	2.7	2.7
3.5	1.8	2.1	2.2	2.2	1.8	1.8
9.3				1.9	2.6	2.4
	1.9	2.9	3.2	0.8	0.9	1.0
1.1	10.1	7.5	7.8	4.9	3.4	3.5
8.1	0.1	1.0	1.4			
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
102,402	7,316	10,856	16,891	204,720	114,474	197,447
28.5	2.4	3.7	5.5	22.5	10.4	16.0

1939, 1941, 1943: Dominion of Canada, Provinces and Municipalities (Ottawa: Committee of the Cabinet)

表7 主な州税が導入された年 [1940年以前に導入されたもの]

州	個人 所得税	法人 所得税	法人税 (所得課 税以外)	相続税	売上税	ガソリン 税
プリンス・エドワード・アイランド	1894	1920	1894	1894		1924
ノヴァ・スコシア		1939	1912	1892		1925
ニュー・ブランズウィック		1938	1892	1892		1926
ケベック	1939	1932	1882	1892	1940	1924
オンタリオ	1936	1932	1899	1892		1925
マニトバ	1923	1931	1900	1893		1923
サスカチュワン	1932	1931	1907	1903	1937	1928
アルバータ	1932	1932	1907	1903	1936	1922
ブリティッシュ・コロンビア	1876	1901	1901	1894		1923

資料：J. Harvey Perry, *Taxes, Tariffs, & Subsidies: A History of Canadian Fiscal Development* (Toronto: University of Toronto Press, 1955) Vol. 2, p. 707により作成。

で伸びず、道路・建物等の補修は延期された。

収入面をみると、表6に示したようにそれぞれの政府部門が増収をはかっており、連邦は関税率の引き上げに加えて、個人所得税、法人所得税、売上税、酒税、たばこ税等をいずれも増税した。とくに、1930年に1%まで引き下げられていた売上税の税率は、1931年に4%へ、1932年に6%へ、そして1936年には8%まで引き上げられた。州も相続税、法人税、ガソリン税等を増税し、自動車登録料を引き上げたが、それとともに、従来法人所得税や個人所得税を持たなかった州がそれらを導入する動きもみられた。主要な州税の導入年を示したのが表7である。そのうち、オンタリオ州とアルバータ州では州が個人所得税を市町村税から州税へ移管したが、他方でニュー・ブランズウィック州では市町村が新たに個人所得税を賦課するようになった。また、アルバータ州とサスカチュワン州が売上税を導入した²⁴⁾。しかし、表6に示したように、州財政は支出規模の3割に上る赤字を記録し続けたのである。

州・地方財政のなかでも、大平原や大西洋沿岸の諸州は財政力が弱いために、とくに連邦の補助が重要であった。表8に示したように、1930年代は用途が自由な一般補助金と用途が特定された特定補助金を合わせた連邦補助金が、州総収入の3割台を占めた。しかし、人口がそれぞれ300万人を超えており、製造業の発展したオンタリオ州とケベック州、そしてこれも経済発展が進んでいたブリティッシュ・コロンビア州では、州総収入に占める連邦補助金の割合は比較的低かった。反対に、大平原や大西洋沿岸の諸州では連邦補助金の割合が高く、とくに農業恐慌が最も深刻であったサスカチュワン州では1937年度に75.0%を記録した。

とくに財政危機の最大の要因であった救済費の影響を検討してみたい。1930~37年度の実質的な州・地方財政収支を示した表9からわかるように、救済費が州・地方政府の支出に占める

24) ただし、アルバータ州は1936年に導入した売上税を翌年廃止した。

表8 1930年代の州財政収入における連邦補助金

	年度	プリンス・エドワード・アイランド	ノヴァ・スコシア	ニュー・ブランズウィック	ケベック	オンタリオ
推計人口 (千人)	1933	90	525	419	2,972	3,512
	1937	93	549	437	3,141	3,637
	1939	94	561	447	3,230	3,708
州の総収入 (千カナダドル)	1933	1,241	7,921	5,565	36,100	71,567
	1937	1,860	13,141	9,639	72,437	104,089
	1939	2,094	14,648	10,341	72,354	107,260
連邦補助金 (千カナダドル)	1933	582	2,790	1,898	7,532	22,374
	1937	934	4,605	3,576	17,686	20,013
	1939	1,042	4,864	3,736	15,075	22,677
連邦補助金の 州総収入における 構成比 (%)	1933	46.9	35.2	34.1	20.9	31.3
	1937	50.2	35.0	37.1	24.4	19.2
	1939	49.8	33.2	36.1	20.8	21.1
連邦補助金の 人口1人当たり額 (カナダドル)	1933	6.47	5.31	4.53	2.53	6.37
	1937	10.04	8.39	8.19	5.63	5.50
	1939	11.09	8.67	8.35	4.67	6.11
	年度	マニトバ	サスカチュワン	アルバータ	ブリティッシュ・コロンビア	全州合計
推計人口 (千人)	1933	708	926	750	717	10,619
	1937	715	922	776	759	11,029
	1939	726	906	786	792	11,250
州の総収入 (千カナダドル)	1933	15,738	17,543	13,460	23,670	192,805
	1937	20,530	44,989	23,316	35,457	325,458
	1939	21,618	29,143	23,616	38,419	319,493
連邦補助金 (千カナダドル)	1933	5,116	7,767	2,918	5,290	56,267
	1937	7,597	33,754	6,546	6,509	101,220
	1939	7,485	12,241	5,691	7,595	80,406
連邦補助金の 州総収入における 構成比 (%)	1933	32.5	44.6	21.7	22.3	29.2
	1937	37.0	75.0	28.1	18.4	31.1
	1939	34.6	42.0	24.1	19.8	25.1
連邦補助金の 人口1人当たり額 (カナダドル)	1933	7.23	8.39	3.89	7.38	5.30
	1937	10.62	36.61	8.43	8.58	9.18
	1939	10.31	13.51	7.24	9.59	7.15

注：1) 「州の総収入」「連邦補助金」は、いずれも用途の自由な一般補助金と用途の特定された特定目的補助金を含む。
資料：Dominion Provincial Conference on Reconstruction, *Dominion Subsidies to Provinces - Including Other Transfers* (Ottawa: Committee of the Cabinet on Dominion Provincial Relations, August 1945), pp. 23-25により作成。

割合は全州平均で17.9%であったが、農業恐慌が最も深刻なサスカチュワン州が36.5%と飛びぬけて高かった。それに次いで高いのはマニトバ州の19.3%とプリンス・エドワード・アイランド州の18.7%であった。連邦政府による救済費負担は、救済費全体の34.0%に上ったが、こ

表9 州・地方財政収支及び救済費の影響 [1930～37年度の合計額]

(単位：百万カナダドル)

	プリンス・ エドワード・ アイランド	ノヴァ・ スコシア	ニュー・ ブランズ ウィック	ケベック	オンタリオ
支出 [経常支出及び救済費] A	17.14	153.3	107.6	1,144.3	1,761.0
(うち 救済費) B	3.20	20.4	13.0	184.8	271.4
収入 [経常収入及び連邦による救済費負担] C	15.16	141.6	101.4	1,008.7	1,652.2
(うち 連邦による救済費負担) D	1.28	7.6	5.0	53.5	85.5
収支 C - A	2.0	11.7	6.2	135.6	108.8
収支の対支出比 (C - A) / A (%)	11.6	7.6	5.8	11.9	6.2
救済費が支出に占める割合 B / A (%)	18.7	13.3	12.1	16.1	15.4
連邦による救済費負担率 D / B (%)	40.0	37.3	38.5	29.0	31.5
	マニトバ	サスカ チュワン	アルバータ	プリティッシュ ・コロンビア	全州合計
支出 [経常支出及び救済費] A	330.9	488.1	336.1	429.3	4,768
(うち 救済費) B	64.0	178.1	49.7	67.8	852
収入 [経常収入及び連邦による救済費負担] C	297.6	376.4	309.6	397.5	4,300
(うち 連邦による救済費負担) D	23.0	71.9	17.6	23.3	290
収支 C - A	33.3	111.7	26.5	31.8	468
収支の対支出比 (C - A) / A (%)	10.1	22.9	7.9	7.4	9.8
救済費が支出に占める割合 B / A (%)	19.3	36.5	14.8	15.8	17.9
連邦による救済費負担率 D / B (%)	35.9	40.4	35.4	34.4	34.0

注：1) 各州について、経常支出と市町村及び州の機関を通じて支出された救済費を合わせたものを「支出」とした。また、経常収入と連邦が肩代わりした救済費負担を合わせたものを「収入」とした。

資料：Royal Commission on Dominion Provincial Relations, *Report of the Royal Commission on Dominion Provincial Relations* (Ottawa: King's Printer, 1940), Book I, pp.163 172 (Tables 57, 59 65, 67 68) に基づいて作成。

こでもサスカチュワン州における連邦負担率が40.4%と最も高く、大西洋沿岸のプリンス・エドワード・アイランド州、ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州においても連邦が4割もしくはそれに近い負担を行っていた。さらに、連邦は救済事業等のために財政状況が苦しい州への貸付け（サスカチュワン州、マニトバ州、アルバータ州、プリティッシュ・コロンビア州）や債務保証（サスカチュワン州）を行い、また雇用対策の意味をも含むハイウェイ建設事業（ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州）を展開した²⁵⁾。

なお、農産物価格下落と干ばつによる所得減少が著しかった大平原地域のなかでも、サスカチュワン州の状況が最も深刻であり、1929年度から1936年度までに州が支出した救済費1億1,060万ドルの財源は、州一般財源の充当607万ドル、連邦からの補助金3,570万ドル、受給者と市町村から集めた資金432万ドル、連邦政府等からの借入れ6,451万ドルであり、借入金

25) Rowell Sirois Report (1940a) pp.162 174を参照せよ。

大の財源であった²⁶⁾。また同じく大平原地域に位置するアルバータ州でも、失業と干ばつに伴う救済費の負担は最も深刻な財政問題であった²⁷⁾。しかし、1935年に同州で成立した社会信用党政権は、1936年4月に債務不履行を起こし、翌5月には既存の州債務について利率を半減することを一方的に宣言した。その背景には、後に述べるように連邦が州債発行を規制する機関の設置を提案したのに対して、同州が参加を拒否したため、連邦が同州への信用供与を断ったという事情もあった。債権者との交渉が決着したのは1945年のことであり、その間連邦は、制裁の意味を含めて同州への補助に慎重な態度をとった²⁸⁾。

「カナダ版ニューディール」の試みを除けば、連邦が恐慌対策としてやむを得ない支出を増大させる一方で、当面抑制することが可能な公共投資を減少させ、同時に増税を行ったことは²⁹⁾、景気対策としてのフィスカル・ポリシーという考え方が採用されていなかったことを示す。要するに、当時、救済政策は国家レベルの政策ではなく、救済の基準や内容は州ごとに、また市町村ごとに異なっていた³⁰⁾。そして公共投資、州債発行、連邦プロジェクトへの参加に関する政策も、州ごとに多様であった。連邦は州への救済関連補助金を増大させたものの、それは時限立法に基づいて連邦と各州が個別の協定を結んで補助金を支出するという方式であり、総じて場当たりのな対策に終始した³¹⁾。そのため、連邦からの援助が相対的に少ない州からは不満が出された³²⁾。さらに市町村からは、失業者救済は国家的な課題となっており、憲法上も州の役割であるから、市町村が莫大な支出を強いられて負債を累積させているのはおかしい、とくに都市部では失業者及び離農者が市外から流入しており、それを従来からの市民の不動産税で救済するのは不適切である、との主張が繰り返された³³⁾。

(2) 対策の模索と租税徴収協定

1935年12月、マッケンジー＝キング首相は、連邦・州首脳会議を開催した。この会議におけ

26) Province of Saskatchewan (1937) pp. 38 39による。

27) Government of the Province of Alberta (1938) p. 348による。

28) アルバータ州の債務不履行及びその後の経過については、Hanson (2003) Chapter 6, Ascah (1998) Chapter 4を参照せよ。

29) Bates (1939) pp. 12 16, 79 88, Norrie, Oworm and Emery (2008) pp. 327 332を参照せよ。

30) Grauer (1939) pp. 23 28を参照せよ。

31) Ibid., pp. 17 23, Corry (1939) pp. 29 31を参照せよ。

32) たとえば、プリンス・エドワード・アイランド州は、名指しを避けつつも、他の州が連邦からの補助金に加えて借入金及びその債務免除という支援を受けているにもかかわらず、自州は救済費負担分を州民への課税でまかなわざるを得なかった、と述べた (Government of the Province of Prince Edward Island (1937) pp. 31 32)。

33) たとえば、Cities of Alberta (1938) pp. 10 12, Municipalities of British Columbia (1937) pp. 3 4, City of Winnipeg (1937) p. 18, Union of Nova Scotia Municipalities (1938) pp. 13 15, City of Saint John (1938) pp. 14 17, City of Toronto and Ontario Mayors' Association (1938) pp. 21 23を参照せよ。

る主要な議題は憲法改正、救済及び連邦・州間財政関係であった。州側は、サスカチュワン州、マニトバ州を中心に、失業者救済費による州・市町村財政のひっ迫を強調して連邦負担の拡大を要求した³⁴⁾。首脳会議の下に設けられた失業・救済小委員会は、新たに雇用・救済問題に関する諮問機関を設置し、その結論が出されるまでは現行制度の下で連邦補助金を増額するとの方針を示した³⁵⁾。その後、失業問題は1936年5月に設置された全国雇用委員会 (National Employment Commission) に委ねられた³⁶⁾。

この首脳会議において重要な役割を果たしたのはダニング (Charles A. Dunning) 連邦財務相を小委員長とする財政問題小委員会であった。小委員会は、連邦・州間の課税権と徴収事務の複雑化に対処するために、税源配分及び租税徴収協定について議論し、その結果、連邦が個人所得税の分野から撤退する、連邦が課税する売上税のすべてもしくは一部を州に交付する、連邦は州が課税する個人所得税の徴収事務を行う、相続税は連邦が課税したうえで、(a) それを州に配分する、(b) 代わりに別の税源を移譲する、もしくは (c) 州が行っているサービスの一部を連邦に移管する、という選択肢が首脳会議に提示された。これらの選択肢については、連邦・各州の間で意見が一致しなかったものの、税務行政の強調を進める点では合意した、との報告も合わせて行われた。また、英領北アメリカ法を改正して州が課税できる税目について明文化すべきであるとの点で合意した、との報告も行われた³⁷⁾。さらに、州財政ひっ迫への対策として、州財政の赤字を解消するために、州が連邦保証の付いた借換債を発行する代わりに、それ以後の州債発行は新たに設置する全国公債協議会 (National Loan Council) の許可を得ることとする、との起債許可制度導入が連邦から提案され、議論が行われた³⁸⁾。

小委員会は財政問題を協議する常設機関を設置することを首脳会議に報告し、1936年1月に財政問題常任委員会 (Permanent Committee on Financial Questions) が開催された。協議では、個人所得税の徴収協定について複数の州が賛意を示した。法人税について連邦は、連邦のみが課税し、州に対して補償的補助金を交付する、という案を示したが、それについてはケベック州とノヴァ・スコシア州をはじめ、数州が疑問を呈した。また、州が売上税を賦課す

34) Dominion Provincial Conference (1936) による。そのなかでも、パターンソン (W. J. Patterson) サスカチュワン州首相の発言 (pp.17 20)、ブラッケン (John Bracken) マニトバ州首相の発言 (pp.13 15) は、救済費の問題をとくに強調している。

35) Ibid., p. 43による。

36) 全国雇用委員会は、1938年1月に発表した最終報告において、雇用可能な失業者に対する救済 (失業保険と雇用援助策) を連邦の職務とするよう提言した。その結果、1940年に英領北アメリカ法が改正されて、失業保険は連邦の所管事項となり (第91条第2A号)、全国制度としての失業保険が導入された。

37) Dominion Provincial Conference (1936) p. 45による。また、Smith (1998) pp. 11 12を参照せよ。

38) Dominion Provincial Conference (1936) p. 44, Bryce (1986) p. 183による。

る権限を持つことを英領北アメリカ法に明記するとの案には全員が合意した³⁹⁾。1936年5月、州税を「直接税」に限定する英領北アメリカ法第92条第2号を改正して州による売上税賦課権を明記し、また州債の発行を「その州の信用のみに基づく借入れ」に限定する同法第92条第3号を改正して州債に対する連邦保証を可能にする改正案が、連邦下院を通過した。しかし、保守党が多数を握る連邦上院が改正案を否決したため、改正は挫折した。これによって、州債に連邦保証を付することを前提として全国公債協議会を設置するという連邦政府の構想も立ち消えとなった⁴⁰⁾。

1936年7月、オンタリオ州と連邦との間で、個人所得税徴収協定が締結された。オンタリオ州は、州内市町村の個人所得税賦課権を取り上げたうえで、州税としての個人所得税を創設した。同州の個人所得税は、課税標準を原則として連邦税に合わせた。また、州税の税率は、連邦税の限界税率のそれぞれ半分とした⁴¹⁾。それに続いて、1937年にマニトバ州が、1938年にプリンス・エドワード・アイランド州が、そして1940年にはケベック州及びニューコン準州が、それぞれ連邦との間で個人所得税の徴収協定を締結した。また1939年には、法人所得税についてもマニトバ州及びプリンス・エドワード・アイランド州が連邦との間で徴収協定を結んだ。

さきにみたとおり、1930年代は、世界大恐慌による税収の減少と財政需要の拡大をうけて、連邦と州がそれぞれ独自に増税を繰り広げた。しかし、租税徴収協定をはじめとして税制の「調和」をはかる動きがみられ、地方税に対する州の統制は効いていた。それは単なる「タックス・ジャングル」(tax jungle) だったわけではない⁴²⁾。

(3) 抜本的改革へ向けて

財政問題常任委員会の後をうけて、1936年12月には連邦・州の代表による全国財政委員会(National Finance Committee) が開催された。この会議において、政府間財政関係については、団体間比較が可能な形での財政統計の整備、公債発行時期の調整、老齢年金法の運用と改革、中央銀行であるカナダ銀行(Bank of Canada)⁴³⁾の連邦債・州債発行に対する支援等

39) Bryce (1986) pp. 207-208, Smith (1998) p. 12による。

40) Bryce (1986) p. 189による。なお、カナダの連邦政権を組織するのは連邦下院で多数派を占める政党である。しかし、連邦上院の議員は総督(実質的には政府)の指名によって就任するため、上院の議員構成には前政権の影響力が残ることがある。下院で可決された法案等を上院が否決して廃案に追い込むことは制度上可能であるが、それは民意に反すると批判される可能性が高い。

41) 連邦とオンタリオ州の交渉、連邦政府内部の議論及び協定の内容については、Bryce (1986) pp. 204-207を参照せよ。オンタリオ州税の課税標準は、原則として連邦税と同じであったが、個人が支払う連邦税額を州税課税標準から控除できる点及び連邦が非課税としている一部の連邦債利子に州が課税する点では異なっていた。

42) それぞれの租税徴収協定の内容について、詳しくはSmith (1998) pp. 13-15を参照せよ。

43) カナダ銀行の成立過程については、河村(2007)を参照せよ。

について議論が行われた。とくに問題となったのは、連邦制国家としての財政制度を抜本的に改革するための検討の場をどうするかである。会議の席上、マニトバ州は、国家としての経済的財政的基盤を検討する諮問機関を設置するよう要求し、サスカチュワン州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、ニュー・ブランズウィック州、プリンス・エドワード・アイランド州及びノヴァ・スコシア州はこれを支持した。これに対して、オンタリオ州は積極的に意見を述べず、ケベック州はそのような機関を設置する必要をとくに認めないと述べた⁴⁴⁾。マニトバ州は、とくに西部諸州の経済・財政状況を検討するように要請したが、その背景には、

憲法上の権限及び財源配分が定められた建国時と現在（1930年代後半）とでは、社会哲学、経済状況及び財政需要が大きく異なっている、財政需要は人口に比例するものではない、新たに州の責任とされてきた社会サービス及び救済事業を担うには、州の課税ベースは狭いうえ、財政力は州ごとに不均衡が著しい等の事情があるために、州は救済費を借入れでまかなわざるを得ず、そのうえ道路・建物の整備や福祉サービス、教育費補助等に遅延が生じている、との認識があった⁴⁵⁾。

当時、アルバータ州による債務不履行に続いて、サスカチュワン州及びマニトバ州もまた債務不履行の危機に陥っていた。両州を救うべきかどうか、連邦政府内部でも対立があった。財務省及びカナダ銀行は、州による第2、第3の債務不履行が発生すると、カナダ全体の信用を失わせるため、救済することが必要であると主張した。それに対して、閣内には、州の破綻を救わないほうが健全な財政運営を行っていることを世界市場にアピールすることになる、との反対論も根強かった。しかし、マッケンジー＝キング首相は徐々に救済必要論に傾斜した。結局、両州がアルバータ州のような一方的な金利引き下げを行わない限り、政府間の行財政関係を審議する諮問機関の結論が出るまでは、連邦が州財政の破綻を防止するための援助を行うこととされた⁴⁶⁾。こうして、連邦・州間行財政関係の分析及び改革案策定を課題とする諮問機関を設置することも同時に、すなわち1937年1月に決定されたのである。

5. むすびにかえて

カナダ建国時における英領北アメリカ法が定めた政府の役割を前提とした財政連邦主義は、経済・社会状況の変化に応じた財政の課題変化に対応しきれなかった。とくに、連邦が関税、州が公有財産収入、免許料及び「直接税」（相続税、法人税等）、そして地方つまり市町村が不動産税という税財源配分は、第1次大戦期以後の時期における国家建設から地域ごとの開発へ

44) Bryce (1986) pp. 191 192による。

45) 当時のマニトバ州政府の認識を表す文書として、Government of the Province of Manitoba (1937) Part VII, pp. 41 43を参照せよ。

46) Bryce (1986) pp. 192 195による。

の転換、経済・社会構造の変化による福祉支出の急増によって大きな転換を迫られた。そのときどきの政策課題の重点変化に応じて、税収の増大をはかる政府が所得課税もしくは消費課税の増税を進めたのである。

本稿でみてきたとおり、世界大恐慌期における失業者及び農家に対する救済費の急増は、州・地方財政の危機をもたらした。これは、連邦による福祉財政補助の増大と租税徴収協定のよる改革を招いただけでなく、カナダ経済・社会の発展を踏まえて政府間の権限配分及び財政連邦主義を抜本的に再検討する必要を生じさせた。

1937年1月の決定に基づいて、同年8月、王立連邦・州間関係調査委員会 (Royal Commission on Dominion Provincial Relations) が設置された。1940年5月に提出されたこの委員会の報告は、すでに第2次大戦に突入していたカナダの戦時財政制度を構築するうえで政府間に大きな議論を巻き起こした。また、この報告書は戦後カナダの財政連邦主義を語るうえでも欠かせない意義を有する。その検討は別稿を期したい。

[付記] 本稿は、2007年度、立教大学から与えられた海外研究の機会を利用した研究成果の一部である。とくに、カナダのアルバータ大学 (University of Alberta) における研究者との議論及び同大学施設の利用は、本稿の作成にあたって極めて有益であった。

[参考文献]

- 池上岳彦 (1998) 「カナダの連邦・州間税源配分と一般売上税改革」 日本地方財政学会編 『高齢化時代の地方財政』 勁草書房, 221~242ページ。
- 池上岳彦 (2003) 「カナダの財政調整制度 連邦・州間における「課税力調整」型の平衡交付金」 『立教経済学研究』 第56巻第3号, 45~73ページ。
- 池上岳彦 (2006) 「カナダにおける社会保障財政の政府間関係 医療財政を中心に」 『フィナンシャル・レビュー』 第85号 (2006年第6号), 31~57ページ。
- 大原祐子 (1981) 『カナダ現代史』 山川出版社。
- 河村 一 (2007) 『カナダ金融経済の形成 中央銀行の成立過程から見た』 御茶の水書房。
- 木村和男編 (1999) 『カナダ史』 山川出版社。
- Ascah, Robert L. (1998) *Politics and Public Debt: The Dominion, the Banks and Alberta's Social Credit*, Edmonton: University of Alberta Press.
- Bates, Stewart (1939) *Financial History of Canadian Governments: A Study Prepared for the Royal Commission on Dominion Provincial Relations*, Ottawa (mimeograph).
- Bothwell, Robert, Ian Drummond and John English (1987) *Canada, 1900 1945*, Toronto: University of Toronto Press.
- Brazer, Harvey E. (1951) *Cooperation in Canadian Federal Finance*, New York: Columbia

- University (PhD Thesis).
- Bryce, Robert B. (1986) *Maturing in Hard Times: Canada's Department of Finance through the Great Depression*, Toronto, Kingston and Montreal: Institute of Public Administration of Canada and McGill Queen's University Press.
- Canadian Intergovernmental Conference Secretariat (2004) *First Ministers' Conferences 1906 2004*, Ottawa: Canadian Intergovernmental Conference Secretariat.
- Cities of Alberta (1938) *Submission to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations*, Prepared under the Direction of John W. Fry (Mayor of Edmonton and Chairman of Committee of Mayors) by J.J. Duggan (January).
- City of Saint John (1938) *A Statement Prepared for the City of Saint John and Presented to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations*, Prepared by Nigel B. Tennant (April).
- City of Toronto and Ontario Mayors' Association (1938) *Brief Submitted on Behalf of the City of Toronto and of the Ontario Mayors' Association: Royal Commission on Dominion Provincial Relations* (April).
- City of Winnipeg (1937) *Submission to Royal Commission on Dominion Provincial Relations* (November).
- Corry, James A. (1939) *Difficulties of Divided Jurisdiction: A Study Prepared for the Royal Commission on Dominion Provincial Relations (Appendix 7 to the Report)*, Ottawa: King's Printer.
- Creighton, Donald G. (1939) *British North America at Confederation: A Study Prepared for the Royal Commission on Dominion Provincial Relations (Appendix 2 to the Report)*, Ottawa: King's Printer.
- Dominion Provincial Conference (1936) *Dominion Provincial Conference 1935: Record of Proceedings, Ottawa, December 9 13, 1935*, Ottawa: King's Printer.
- Dominion Provincial Conference on Reconstruction (1945a) *Comparative Statistics of Public Finance 1933, 1937, 1939, 1941, 1943: Dominion of Canada, Provinces and Municipalities*, Ottawa: Committee of the Cabinet on Dominion Provincial Relations (August).
- Dominion Provincial Conference on Reconstruction (1945b) *Dominion Subsidies to Provinces Including Other Transfers*, Ottawa: Committee of the Cabinet on Dominion Provincial Relations (August).
- Goldenberg, H. Carl (1939) *Municipal Finance in Canada: A Study Prepared for the Royal Commission on Dominion Provincial Relations*, Ottawa (mimeograph).

- Government of the Province of Alberta (1938) *The Case for Alberta, Parts I II*, Edmonton: King's Printer.
- Government of the Province of British Columbia (1938) *British Columbia in the Canadian Confederation: A Submission Presented to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations by the Government of the Province of British Columbia*, Victoria: King's Printer.
- Government of the Province of Manitoba (1937) *Manitoba's Case: A Submission Presented to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations by the Government of the Province of Manitoba, Parts I IX*, Winnipeg: King's Printer.
- Government of the Province of Nova Scotia (1938) *Submission by the Government of the Province of Nova Scotia to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations, February 1938*, Presented by Angus L. MacDonald (Premier) and J.H. MacQuarrie (Attorney General).
- Government of the Province of Prince Edward Island (1937) *The Case of Prince Edward Island: A Submission Presented to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations by the Government of Prince Edward Island*, Charlottetown: Irwin Printing.
- Grauer, Albert E. (1939) *Public Assistance and Social Insurance: A Study Prepared for the Royal Commission on Dominion Provincial Relations (Appendix 6 to the Report)*, Ottawa: King's Printer.
- Hanson, Eric J. (2003) *Eric J. Hanson's Financial History of Alberta 1905 1950* (edited by Paul Boothe and Heather Edwards), Calgary: University of Calgary Press.
- Leacy, Frank H. (ed.) (1983) *Historical Statistics of Canada, 2nd Edition*, Ottawa: Social Science Federation of Canada and Statistics Canada.
- Mackintosh, William A. (1939) *The Economic Background of Dominion Provincial Relations: A Study Prepared for the Royal Commission on Dominion Provincial Relations (Appendix 3 to the Report)*, Ottawa: King's Printer.
- Moore, A. Milton, J. Harvey Perry, and Donald I. Beach (1966) *The Financing of Canadian Federation: The First Hundred Years*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Municipalities of British Columbia (1937) *Statement of the Case of the Municipalities of British Columbia* (December 1).
- Neatby, H. Blair (1972) *The Politics of Chaos: Canada in the Thirties*. Toronto: Macmillan of Canada.
- Norrie, Kenneth, Douglas Ooram, and J.C. Herbert Emery (2008) *A History of the*

- Canadian Economy, Fourth Edition*, Toronto: Nelson.
- Perry, J. Harvey (1955) *Taxes, Tariffs, & Subsidies: A History of Canadian Fiscal Development, 2 Volumes*, Toronto: University of Toronto Press.
- Province of Saskatchewan (1937) *A Submission by the Government of Saskatchewan to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations (Canada 1937)*, Prepared under the Direction of Hon. T.C. Davis (Attorney General).
- Royal Commission on Dominion Provincial Relations (1940a) *Report of the Royal Commission on Dominion Provincial Relations [Rowell Sirois Report], Book I: Canada, 1867 1939*, Ottawa: King's Printer.
- Royal Commission on Dominion Provincial Relations (1940b) *Report of the Royal Commission on Dominion Provincial Relations [Rowell Sirois Report], Book II: Recommendation*. King's Printer.
- Royal Commission on Dominion Provincial Relations (1940c) *Report of the Royal Commission on Dominion Provincial Relations [Rowell Sirois Report], Book III: Documentation*, Ottawa: King's Printer.
- Smiley, Donald V. (1963) *Conditional Grants and Canadian Federalism: A Study in Constitutional Adaptation*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Smith, Ernest H. (1998) *Federal Provincial Tax Sharing and Centralized Tax Collection in Canada*, Toronto: Canadian Tax Foundation.
- Union of Nova Scotia Municipalities (1938) *Submission on Behalf of the Union of Nova Scotia Municipalities to the Royal Commission on Dominion Provincial Relations* (February).